記 者 発 表 資 料

報道解禁：指導取締り実施後
10月18日　15時30分以降

平成29年10月11日
国土交通省東北地方整備局
仙台河川国道事務所

特殊車両の指導取締りを実施します。

特殊車両の通行は、橋梁・トンネル等の道路施設に重大な影響を与えるため、道路法第47条の2第1項の規定に基づく道路管理者の通行許可が必要です。

また、許可を得ている特殊車両は、許可内容を遵守して通行しなければなりません。

許可内容に違反している特殊車両の通行、あるいは無許可の特殊車両の通行は、道路のひび割れ、わだち掘れ、橋梁・トンネルの損傷等、道路構造に重大な影響を与えます。

違反車両による事故は、重大事故に結びつきやすく、事故車両の搬出や散乱した積荷の撤去作業により交通渋滞、通行止め等を引き起こし、社会的に大きな影響を及ぼします。

仙台河川国道事務所は道路構造の保全及び事故等の防止を目的として、下記により特殊車両の指導取締りを実施します。

1．日　　時　　平成29年10月18日（水）　14時～15時30分
2．場　　所　　一般国道4号・・・栗原市高清水大沢 地内
（一般国道4号 下り線　ひと休みパーキング）

□当日の天候により中止する場合があります□

指導取締状況



特殊車両の重量測定状況



特殊車両の寸法測定状況

〈 発表記者会： 宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会、古川記者クラブ〉

お問い合わせ先

国土交通省仙台河川国道事務所　保全対策官　齋藤（さいとう）　壽裕（としひろ）
TEL　022－304－1814

国土交通省仙台河川国道事務所　古川国道維持出張所長　山本（やまもと）　秀樹（ひでき）
TEL　0229－22－1421

特殊車両指導取締り実施場所位置図

（位　置　図）



（拡　大　図）

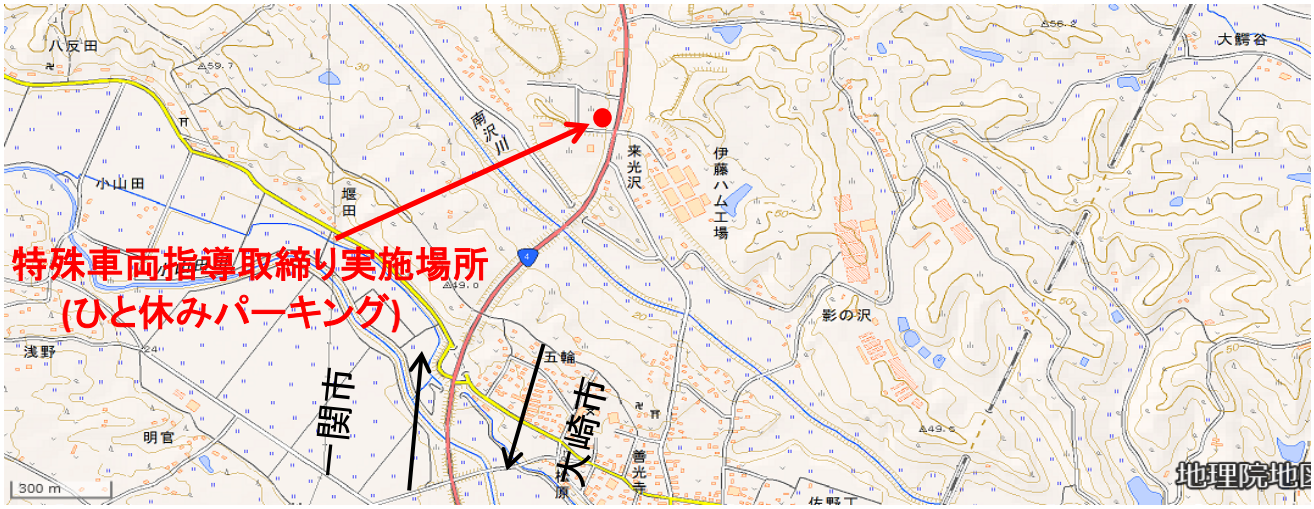

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。
【承認番号　平29東複　第33号】

参　　考

下表の限度を「一つでも」超える車両は、道路法の規定に基づく「特殊車両通行許可」が必要です。

長さ	走行(連結・積載)状態で12m ※トレーラー等の連結車両はほとんどがこの値を超えます。
幅	積載状態で2．5m
高さ	積載状態で3．8m(一部道路では4．1m)
総重量 (車＋乗員＋荷物)	積載状態で20t (一部道路では車両の構造に応じて最大25t)
軸重	積載状態で最大10t

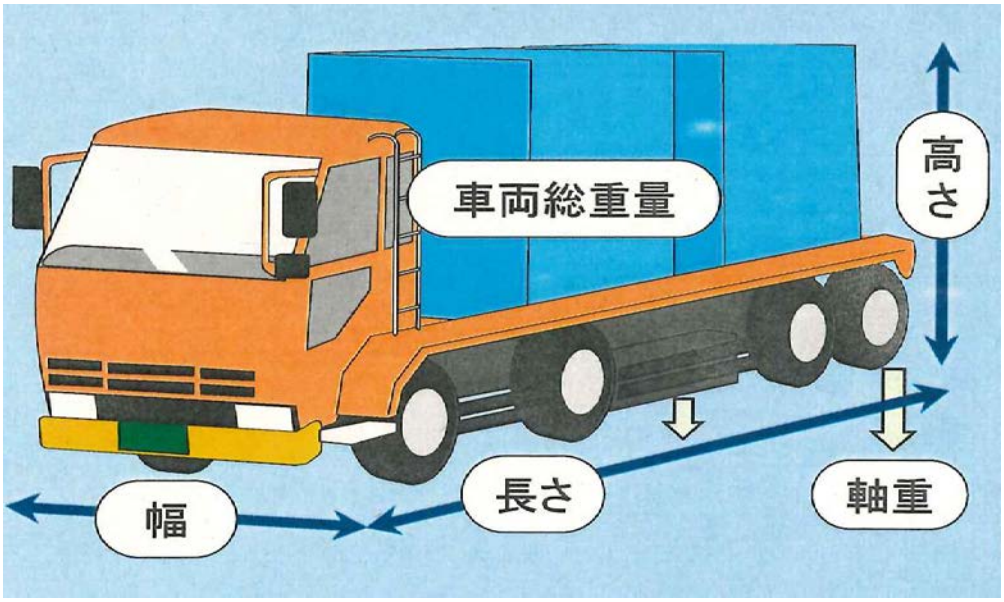

【注意】
・車両の大きさや重さに関する制限は道路法のほかにも「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。
・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、上表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。

重量超過車両の通行は、道路に負担をかけます。

車両の重量が道路構造物の疲労に及ぼす影響は、舗装で4乗、橋梁（RC床版）で12乗と言われています。
仮に大型車1台が、車両制限令の基準値である軸重10トンを2割超過した場合は、舗装に対して大型車約2台分、橋梁に対して大型車約9台分の疲労が蓄積されることとなります。

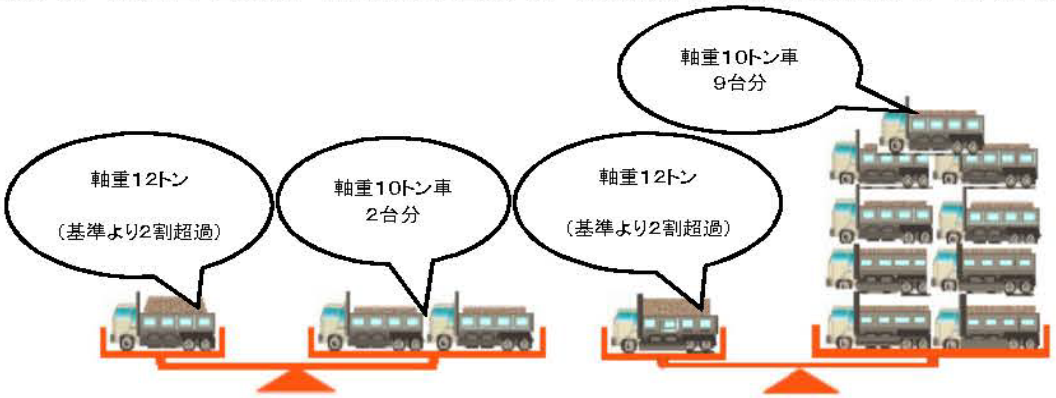

【舗装に与える疲労イメージ】　【床版に与える疲労イメージ】

舗装の場合　12トンの4乗／10トンの4乗=2．0736≒2台
橋梁の場合　12トンの12乗／10トンの12乗=8．9161≒9台

橋梁損傷の例　一般国道23号　木曽川大橋の鋼材破断



舗装損傷の例



ひび割れ　　轍（わだち）ぼれ